

自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準について

平成 19 年 3 月
自動車交通局保障課

1. 背景

現在、政府の自動車損害賠償保障事業における損害の査定上の基本方針については、通達である「政府の自動車損害賠償保障事業損害てん補基準」において定められている。

一方、自動車損害賠償責任保険の査定上の基本方針として、通達が発出されていた「自動車損害賠償責任保険（共済）支払基準」については、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 83 号）による政府再保険制度の廃止に伴う支払適正化措置の一環として、告示として制定されたところ。

昨年、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、「政府保障事業の運用のうち自賠責保険と異なるものについて、...可能な限り自賠責保険に近い損害てん補が行われるよう速やかに運用を変更するとともに、政府保障事業の損害てん補基準についても、自賠責保険の保険金等の支払基準と同様に、告示等により広く国民に周知を図ることが適当である。」との最終報告を受けたことを踏まえ、自動車損害賠償保障事業の運用を変更するとともに、その内容を広く国民に周知することを目的として、「自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準」告示として制定するものである。

2. 概要

- (1) 自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準の告示
- (2) 重過失減額の採用